

経済産業省

20190625貿局第2号
輸出注意事項2019第28号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和元年7月1日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）、「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）及び「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を（別紙1）から（別紙4）までの新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和元年7月4日から施行する。